

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」ことをコーポレート・ビジョンに掲げており、経営理念である「顧客への貢献」「社員への貢献」「社会への貢献」の実現を通して社会の進歩と発展に寄与してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの基本方針としては、経営における意思決定及び業務執行の効率化・透明性を向上させ、企業価値・株主共同の利益を持続的に向上することとしております。そのため、コンプライアンス経営の徹底、リスクマネジメントの強化、監査体制の充実がその軸をなすものと考えており、グループ企業共通の体制整備を図り、コーポレート・ガバナンスの構築・維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 ヒントアンドヒット	1,188,000	11.38
株式会社 増進会出版社	626,400	6.00
株式会社 ウィザス 社員持株会	541,852	5.19
堀川 直人	466,000	4.46
堀川 明人	466,000	4.46
株式会社 明光ネットワークジャパン	267,900	2.57
日本生命保険相互会社	249,000	2.39
堀川 一晃	221,000	2.12
株式会社 市進ホールディングス	220,000	2.11
浜興産株式会社	190,000	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社や上場子会社はなく、当該事項に係る特別な事情は有してありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鉄林 修	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鉄林 修			マーケティングや海外での事業経営、事業戦略に関する豊富な経験に加え、人事や総務といった管理部門での経験を通じて幅広い知見を有しており、当社のグローバル化をはじめ、経営全般に対する助言に期待して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人とは定期的な会合を持つことで、適時会計上の諸課題について、意見交換及び確認を行い、適正な会計処理に努めております。また、当社は、社長直属の内部統制監査室を設置しており、経営及び一般業務一切の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導を行っており、その監査結果については、取締役及び監査役に報告し、是正措置を講じております。監査役は内部統制監査室及び関連部門と、多面的な観点から意見交換を行っているほか、監査役の要請により、監査役と内部統制監査室は月1回程度、特に課題を有している現場の監査に同行するなど緊密に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
若松 弘之	公認会計士														
成瀬 圭珠子	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若松 弘之		該当事項はありません。	公認会計士という立場から、会計監査人とは別の視点で会社の財務状況の監視、助言に期待して選任しております。 なお、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、東京証券取引所の定める独立性の基準に合致しております。
成瀬 圭珠子		独立役員に指定しております。	弁護士として企業法務に精通しており、他社での社外役員経験を通じて企業経営を統治する十分な見識を有していることから当社への監視や助言を期待して選任しております。 なお、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、独立役員として、東京証券取引所の定める独立性の基準に合致しており、一般株主と利益相反が生じる恐れもないことから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

補足すべき事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社ウェブサイトをご参照ください。
<http://www.with-us.co.jp/>

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

補足すべき事項はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の支給人員数、支給総額、監査役に関する支給人員数と報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランスを考慮した上で、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。なお、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会での決議により、取締役は年額200,000千円以内、監査役は年額50,000千円以内となっており、平成27年6月25日開催の当社第39回定時株主総会において、年額200,000千円の取締役の報酬等の額の範囲内で、当社取締役(社外取締役は除く)に対する報酬等として、年額20,000千円以内のストックオプションとして新株予約権を割当てることにつき承認可決されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営の基本方針や重要事項を決定する場として経営会議を原則月1回(それ以外にも、必要に応じ臨時開催)開催しております。また、経営の意思決定の迅速化と業績管理責任の明確化を主な目的として執行役員制度を導入しており、取締役と執行役員が連携して、業績確保や業務改革、効率的な業務遂行に取り組んでおります。これら経営及び業務執行の活動状況を公正な立場で評価、指摘、指導を行う機関として、当社は社長直属の内部統制監査室を設置しております。

監査結果については取締役・執行役員に報告し、是正措置を講じております。また、内部統制監査室は必要により監査役と監査に同行し、監査について多面的な視点からの意見交換を図っております。

会計監査については有限責任監査法人トーマツを選任し、定期的な監査、意見交換のほか、適時会計上の諸課題について確認を行い、適正な会計処理に努めております。

当社担当の公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員 生越 栄美子 氏、指定有限責任社員・業務執行社員 藤川 賢 氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

少数の取締役(社内取締役5名、社外取締役1名)により、客観性を担保しつつ、迅速な意思決定を可能とすることで取締役会の活性化を図り、社外監査役(2名)の充実によって経営の監視機能を十分に確保することで、経営の公正性及び透明性の確立を実現しております。

また、当社は、社外取締役1名、社外監査役1名を独立役員として指名しており、当該取締役及び監査役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対して代表者による説明会を実施しております。説明会の内容については当社ホームページで開示しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び機関投資家に対してスモールミーティングを随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(英訳版含む)、有価証券報告書(四半期報告書含む)、決算概況等の定期的な決算情報以外に、適時開示資料があればその都度掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは統括支援本部経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化対策への取り組みを重要な企業活動と位置づけ、校舎にLED照明を導入することで、電力消費を減少させ、環境にも優しい教育機関の運営を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業の社会的責任に積極的に対応していくため、広く情報開示を進め、株主、投資家、取引先等の皆様に有益な情報提供をするために、ホームページの充実に力を入れております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方としては、1. コンプライアンス体制を遵守する仕組が整備されていること 2. 事業執行に係る仕組が効率的かつリスクに対応した仕組になっていること 3. 財務報告の信頼性が担保されていること 4. 資産の保全についても牽制システムがきいていること等の項目が整備されていることが、内部統制システムが機能している重要なポイントであると考えております。内部統制システムが機能するためには、これらの内容に係る規程類の整備は勿論のこと、取締役会(経営会議含む)、内部統制監査室、監査役会、会計監査人がそれぞれの守備範囲で十二分に役割を果たすとともに、お互いが緊密に連携してその目標達成に向けて一致団結し、同じ方向を向いて活動することが内部統制の実効性を確保する重要な要因であると考えております。

整備状況については以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、従業員を含めた法令等の遵守(以下「コンプライアンス」という)の体制に係る規程を制定するとともに、会議や研修において全取締役及び従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。
- (2) 取締役会については「取締役会規則」を定め、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令又は定款に違反する行為を未然に防止する。
- (3) 監査役及び内部統制監査室は、各部門の責任者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令又は定款上に違反及び違反の疑義がある行為の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4) 代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、コンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役に適宜報告する。

(5) 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- (1) 「文書管理規程」を定め、保存・管理すべき情報の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定し、これに基づき当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、安全かつ検索性の高い状態で整理・保存する。
- (2) 前号の文書又は電磁的媒体は、本社において、取締役又は監査役からの閲覧要請に対して速やかに応じることができる状態で保管する。監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し、適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- (2) リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリ別ワーキンググループを設置し、各カテゴリに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリごとのリスク管理体制を確立する。
- (3) 不測の事態が発生した場合の処理を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- (4) 監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を管掌する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。
- (2) 各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

5. その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社への報告を求める事により、各子会社の経営管理を行う。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
- (3) 当社及び当社子会社間において、コンプライアンス体制、情報管理体制、リスク管理体制など各体制の統一化を図り、情報の共有化を行う。
- (4) 年2回、代表取締役から当社グループ全体の経営理念や運営方針を当社及び当社子会社の全取締役及び従業員に伝達することにより、企業活動の原点である法令遵守と社会倫理の遵守を徹底し、経営の効率化を確保する。
- (5) 監査役と内部統制監査室は、定期または随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 当社子会社においても、「社内通報保護規程」を適用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人(以下「監査役補助者」という)を指名することができる。

7. 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役補助者は、その指名されている期間中、専ら監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (2) 監査役補助者は、その指名されている期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制、およびその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款に違反する行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要な重要事項を監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を開覧し、確認すべき事項があれば取締役及び従業員に説明を求めるものとする。
- (3) 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
- (4) 監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室や会計監査人及び各部門の責任者並びに各子会社の監査役と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。
- (5) 当社グループ全体に「社内通報保護規程」を適用するとともに、監査役による社内相談窓口を設け、全取締役及び従業員に周知徹底する。

- (6) 監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役からの請求により所定の手続きを経て会社が負担する。
- (7) 監査役は、職務執行に必要な場合には、弁護士又は公認会計士等外部専門家と連携する。

なお、平成18年5月19日開催の取締役会におきまして「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、平成27年4月30日開催の取締役会において、平成27年5月1日付でその一部を改定する決議をいたしました。また、当社及び当社グループ各企業において「財務報告に係る内部統制の基本方針」とそれに基づいた「財務報告に係る内部統制評価のための基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年12月17日開催の取締役会におきまして、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備」を決議いたしました。社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合には、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針について

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様ご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年6月23日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本対応策」といいます。)を継続いたしました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、1. 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2. 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に大規模買付行為を開始する、という一定の合理的なルール(以下、「大規模買付ルール」といいます)の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び、1)大規模買付者の名称及び住所、2)設立準拠法、3)代表者の氏名、4)国内連絡先、5)提案する大規模買付行為の概要等を記載した意向表明書を、日本語にて提出を求めます。当社取締役会が意向表明書受領後、10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報の提供を求めます。情報提供期間は60日以内の完了とし延長期間は30日間としております。次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとす

る公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。なお、独立委員会が評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合、独立委員会に諮問の上、取締役会評価期間を30日間延長できるものとしております。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

当社取締役会が具体的な対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。また、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで有効となります。なお、本対応策の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp>)に表示しております平成29年5月12日付プレスリリースをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

危機管理(リスクマネジメント)体制については、これまでの個別対応から組織対応(個人的・断片的 組織的・総合的、場当たりの 継続的、事後対応的 事前予防的、部署単位の対応 業務カテゴリー単位の対応等)体制としてコントロールしていくことを目指しております。そのた

め、取締役会の監督のもとにリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討、カテゴリーごとのリスク管理体制の整備等、全社的なトータルリスク管理体制の構築を目指しております。

コーポレート・ガバナンス体制図

株式会社ウ・リス

